
水回りの修理サービストラブル

台所やお風呂やトイレなどの蛇口からの水漏れやつまりなどのトラブルが発生することがあります。トラブルが起こったときに、地元の業者に依頼するのではなく、投げ込み広告やチラシ、電話帳広告を見て「低価格」だと思って業者を呼ぶことがあります。チラシなどの広告を見て業者を呼んで修理サービスについて相談が多く寄せられています。



<事例 1>

台所の流しが詰まってしまったので、ポストに投函されたマグネット式の広告の業者に電話をし、修理を依頼した。その日のうちに業者は来訪し、つまりを解消するためには部品の交換が必要と言われ、その後も次々に工事を勧められた。

代金について説明はあったが、つまりがなくなるためには必要なのだと思って承諾した。広告には『水漏れ・つまり・修理 20%OFF』と記載があったのに、工事終了後の総額は約 16 万円になってしまった。高額すぎる。

<事例 2>

高齢のひとり暮らしの男性が、流しの蛇口から水が漏れているのが気になっていたもので、ポストに投函されていたマグネットに書かれた業者に電話を入れて来てもらうことにした。業者が来訪した時に価格を確認したところ、20 万円と言われた。高いと思ったが、直さなければと思い承諾した。蛇口の交換をし、工事は短時間で終了した。工事請負契約書を後から出され、作業時間が短かったのでさらに高いという気持ちが強くなったが、工事も終了してしまっているから言ってもしかたがないと思い何も言わず、手元にあった 3 万円を支払った。残金の 17 万円を口座に支払うように言われたが、お金がない。男性は認知症気味で、介護保険の給付を受けている。

《ちょっとアドバイス》

*チラシなどの広告に書かれた料金では、サービスを受けることができないことがあります。作業を開始する前に工事代金を確認し、納得してから依頼しましょう。

*修理のために消費者が自ら電話で来訪を要請した場合、訪問販売には該当せず、クーリング・オフの適用を受けません。しかし依頼した以上の工事については訪問販売が適用されます。諦めずにご相談ください。